

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正（案）の概要

令和6年7月

教職員課

1. 改正理由

多様な人材が集まり、活躍できる包摂性の高い環境の整備を目指し、職員の勤務時間等をより柔軟に設定できることとするため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月条例第29号）等が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2. 改正概要

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）の改正に伴い、以下の規定整備を行う。
  - ・条例の条項を引用する条文の整備（第1条等）
  - ・「育児介護等職員」の規定位置の変更（条例第4条第4項→規則第1条の6第1項第2号）に伴う条文の整備（第2条）
- (2) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間を月曜日から金曜日までの午前10時30分から午後2時15分までに短縮する。（第3条）
- (3) 規則第1条の3第1項第2号の改正に伴い、「条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、四十五分とし、勤務時間が七時間四十五分を超える場合には少なくとも一時間とする。」規定を削除（第4条）

3. 施行期日

令和7年1月1日

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>職員の勤務時間等をより柔軟に設定できることとするため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月条例第29号）等が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの</p>	<p>1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正に伴う規定整備  (1) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間を月曜日から金曜日までの<u>午前10時30分から午後2時15分までに短縮する。</u>  (第3条関係)</p> <p>(2) 「条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、四十五分とし、勤務時間が七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間とする。」規定を削除  (第4条関係)</p> <p>2 その他  その他所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日  令和7年1月1日  (改正附則関係)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（案）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する奈良県

立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に

関する規則

第一条中「及び第四項」を削る。

第二条第二項中「条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員」を「前項に規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項において同じ。）であって、当該職員として申告しようとするもの」に改め、同条第四項中「条例第四条第四項」を「育児介護等職員として申告して条例第四条第三項」に、「であって、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったもの」を「は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合」に改める。

第三条第一項中「午前九時三十分から午後三時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）」を「午前十時三十分から午後二時十五分まで」に改め、同条第二項を削る。第四条を削る。

第五条中「及び第四項」を削り、同条を第四条とする。

第一号様式を次のように改める。

申告簿兼割振り簿

(所属)	(職氏名)	(本人確認)
------	-------	--------

申告年月日	年	月	日
割振り年月日	年	月	日
改定年月日	年	月	日
氏 姓 欄			

育児介護等職員（単位期間 選択）

年月日	申告				割振り				備考	割振り後の変更の申告				割振り後の変更の割振り				備考		
	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数		申告年月日	本人確認	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	割振り年月日	所属長の確認			
第一週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
小計	時間 分				時間 分				時間 分				時間 分							
第二週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
小計	時間 分				時間 分				時間 分				時間 分							
第三週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
小計	時間 分				時間 分				時間 分				時間 分							
第四週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分
小計	時間 分				時間 分				時間 分				時間 分							

育児介護等職員として申告する場合は、単位期間を記入。  
 週休が又は勤務時間全額を記入し、その下の勤務時間数欄に、700(90分)を記入し、その下を備考欄に記入。

第二号様式及び第三号様式中「~~第4条第4項~~」を「~~第4条第3項~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案

現行

<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項の規定により申告する奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに奈良県の市町村（一部事務組合を含む。）立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。）の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（申告）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項に規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項において同じ。）であつて、当該職員として申告しようとするものは、申告簿兼割振り簿及び養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 育児介護等職員として申告して条例第四条</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに奈良県の市町村（一部事務組合を含む。）立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。）の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（申告）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿及び養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第四条第四項の規定により勤務時間を</p>
--	--

改 正 案

第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなつた場合は、養育状況等変更届（第三号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。

5  
略

（共通する勤務時間）

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前十時三十分から午後二時十五分までとする。

現 行

割り振られた職員であつて、同項各号に掲げる職員に該当しなくなつたものは、養育状況等変更届（第三号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。

5  
略

（共通する勤務時間）

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前九時三十分から午後三時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）とする。

2| 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前九時三十分から午後二時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）とする。

（休憩時間）

第四条 条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、四十五分とし、勤務時間が七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間とする。

（その他）

第五条 この規則に定めるもののほか、条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第四条 この規則に定めるもののほか、条例第四条第三項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。



改正案

第2号様式（第2条関係）

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所属  
氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第3項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに

子の養育  
 要介護者の介護

係る の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_  
 (職員との同居又は別居の別  同居  別居)  
 (続柄等： \_\_\_\_\_ )

(2) 子の生年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生（ 出家予定日）

(3) 養子縁組の効力が生じた日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2) 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。  
 なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出家予定日を記入し、「出家予定日」の□にレ印を記入する。  
 また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届 受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなかった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

現行

第2号様式（第2条関係）

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所属  
氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに

子の養育  
 要介護者の介護

係る の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_  
 (職員との同居又は別居の別  同居  別居)  
 (続柄等： \_\_\_\_\_ )

(2) 子の生年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生（ 出家予定日）

(3) 養子縁組の効力が生じた日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2) 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。  
 なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出家予定日を記入し、「出家予定日」の□にレ印を記入する。  
 また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届 受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなかった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

改正案

第3号様式（第2条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

学 校 長 殿

所 属

職・氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第3項の規定による休日及び勤務時間の制限りに係る（子の養育 要介護者の介護）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日

現行

第3号様式（第2条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

学 校 長 殿

所 属

職・氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による休日及び勤務時間の制限りに係る（子の養育 要介護者の介護）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

#### 奈良県教育委員会規則第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（案）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則

第一条中「及び第四項」を削る。

第二条第二項中「条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員」を「前項に規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項において同じ。）であって、当該職員として申告しようとするもの」に改め、同条第四項中「条例第四条第四項」を「育児介護等職員として申告して条例第四条第三項」に、「であって、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったもの」を「は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合」に改める。

第三条第一項中「午前九時三十分から午後三時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）」を「午前十時三十分から午後二時十五分まで」に改め、同条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「及び第四項」を削り、同条を第四条とする。

第一号様式を次のように改める。

申告簿兼割振り簿

【所属】	【職氏名】	【本人確認】
------	-------	--------

申告年月日	年	月	日
割振り年月日	年	月	日
扶養年月日	年	月	日
扶 養 額			

育児介護等職員（単独所属 週間）

年月日	申告				割振り				備考	割振り後の変更の申告				申告年月日	本人確認	割振り後の変更の割振り				備考	
	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数		始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数			割振り年月日	割振り者の確認				
第一週	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第二週	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第三週	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第四週	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分			時 分	時 分	時 分	時 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					

各記入欄半欄以上として申告する場合は、単位時間を記入。  
 週休日又は当休時間を割り振らない日とするその当休時間数には、「0時間00分」と記入し、その旨を備考欄に記す。

第二号様式及び第三号様式中「~~第4条第4項~~」を「~~第4条第3項~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。